

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>五、二二〇MHz及び五、一九〇MHzのいずれかの周波数並びに五、五三〇MHz及び五、六一〇MHzのいずれかの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内</u></p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数（上空で運用する無線局（航空機内で運用するものを除く。）が使用するものを除く。）</u></p>

と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。)

- (6) 二四・七七㎒以上二五・二三㎒以下の周波数であつて二四・七七㎒若しくは二四・七七㎒に一〇㎒の整数倍を加えたもの又は二七・〇二㎒以上二七・四六㎒以下の周波数であつて二七・〇二㎒若しくは二七・〇二㎒に一〇㎒の整数倍を加えたもの

五〇十 (略)

- (5) 二四・七七㎒以上二五・二三㎒以下の周波数であつて二四・七七㎒若しくは二四・七七㎒に一〇㎒の整数倍を加えたもの又は二七・〇二㎒以上二七・四六㎒以下の周波数であつて二七・〇二㎒若しくは二七・〇二㎒に一〇㎒の整数倍を加えたもの

五〇十 (略)